

広島県告示第千八百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十三年十二月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年十二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道廿日市佐伯線	廿日市市友田字里地四〇番三地先から 廿日市市友田字里地四〇番七地先まで	平成二十三年二月一日